「ブラック校則」についての考察
ー 来るべき対話の必要性、校則学習の目覚め ー

6年 ●●
附属担当教員：●●

研究目的

「ブラック校則」という言葉を耳にするが、本校には、「自由・自主・自立」の精神に基づいた最小限の校則しかない。
厳しい校則の枠の中で生活することで、規範意識が育つとも考えられる。一方、自由な校則の中で、何が自分の状況に適した行動か考え、その選択を繰り返すことで、社会に出ても正しい行動ができる倫理観が育つとも考えられる。
この二つの校則を基に理想の校則の構築方法を考える。

調査方法

文献調査、奈良女子大附属の先生方へのインタビュー、他校 (7校) の校則の分析

校則とは

■校則に関する判例・国の見解の歴史から定義づけ

児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくため、各学校の責任と判断のもとにそれぞれ定められる一定の決まり
(文部科学省)

「学校において、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじる…ことを重視して行われなければならない。」
（教育基本法6条２項）

〇校則の目的　校則の教育的意味は真摯な生活を送り、正しい態度を養うこと（出典/道徳教育論）→ 規範意識を養う
集団の秩序を守るため、危機回避のため、平等を守るため、生徒の心の揺れを発見するため（出典/スタディピア）

〇校則の法的根拠
・**部分社会論**→校則は学校の教育目的を達成するために必要な合理的範囲であれば、児童の権利に一定の制限を課すことは認められている（坂本弘直文相 1992）
・裁判において、強制力のあるなしが争点
・懲戒は認められているが、体罰は認められていない(学校教育法11条)

〇どうして「ブラック化」したのか：1970年代後半～80年代初め 校内暴力 → **管理**へ(「校則と子ども」より)
現代の校則のブラック化→・子供の興味・関心を重視する教育への変化により、生徒の責任は免除→責任は学校へ
・少子化、学校選択制のなかで地域へアピール

〇校則の見直し
・生徒死亡事件(岐陽高校体罰生徒死亡事件、校門圧死事件) → 校則見直しへ
・2017年の女子高生黒染め訴訟で「ブラック校則」が注目を浴びる→**校則の過渡期**

ブラック校則とは：一般社会から見れば明らかにおかしい校則や生徒心得、学校独自のルール（出典/ブラック校則をなくそう！プロジェクト）

■奈良県内の公立3校、私立4校の校則から標準な校則像を見出し、ブラック校則と比較

標準的な校則　※公立中心に作成

服装	黒詰襟・シャツ指定 / 女子制服指定
靴下	白(ライン・ワンポイント可) / ストッキング(ベージュ・透明)
靴	校内靴指定 / 校外靴は華美でない
防寒	色や形指定のセーター・上着 / マフラー・手袋・黒タイツ
鞄	華美でないもの
頭髪	パーマ・染毛禁止 / 端正・清潔
化粧	規定なし (清潔・端正)
生活	学習 / 服装 / 美化 / 校内・校外生活 / 男女交際

ブラック校則

①外見の自由の制限
地毛なのに黒染めを強要された
地毛証明書の提出
髪型が決まっている
眉毛の手入れ禁止
服装,鞄などの細かい規定
下着の色の規定
スカート丈の規定とそのチェック

②プライベートな時間に干渉
部活の強制入部
学校帰りに立ち寄り禁止
外泊の禁止
恋愛禁止
帰宅後に友人と連絡禁止

⇒生徒と学校間の意見の対立

③健康・命を危険にさらす
授業中・部活中の水飲み禁止
置き勉禁止
部活は体調が悪くても休んではいけない
日焼け止め禁止
防寒着の制限(タイツ、マフラー、手袋)
徒歩通学の強制

⇒科学的根拠の発見

※文章として生徒証などに記載されるきまり以外に、教師や部活顧問に口頭で直接指導される不文律のきまりも含む

■校則に対する意識や取り組み

校則に対する意識

〇生徒の意識
・校則違反を「絶対にしてはいけない」と回答16.3%　(「校則違反に対する高校生の意識」より)
・校則は従うだけでいいから楽という意識もある (インタビュー)

⇒生徒は監視を逃れることだけで、**校則の意義を理解していない** (「校則と子ども」より)
厳しい校則に従うだけでは、倫理観が育つと言えない

〇保護者の意識　職業や家庭環境（「父母の校則問題に関する意識」より）

〇校則についてはみんなが専門家 → 生徒や教師、保護者など、それぞれが意見を持つ

校則の見直しの必要性

「校則は、学校が教育目的を実現するため、児童生徒が遵守すべき規律として、**児童生徒の実情**、**保護者の考え方、地域の状況**、また校風、社会の常識を踏まえられて定められるべきだ」
(出典/文部科学大臣記者会見2018)

生徒や教師、保護者などの様々な立場の意見を取り入れ、時代に合わせて柔軟に変化させることのできる校則が理想的

→ 実際には…
校則の見直しは７割以上の学校で行われているが、教師が中心で、**生徒や保護者が参画している割合は低い**

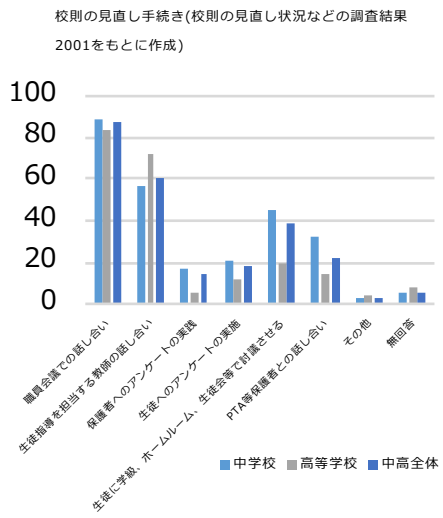

より生徒や保護者の意見を取り入れている中学校では、改定後の懲戒などの件数が「減った」が6割

校則のない学校の例

世田谷区桜丘中学校：校則ゼロ
もともとは校則あった→子供の意見を取り入れ、校則をなくす
校則をなくすことで、教師と生徒の合理的な**話し合い**ができる

麻布学園：麻布３禁
校則と取り締まり→学園紛争→**話し合い**で生徒の活動を自由に
規則やルールで縛られると外発的動機付けで動く人に
校則がない分、違反行為の処分の難しさ

奈良女子大学附属中等教育学校：自由・自主・自立
1970　大学の運動の影響で紛争
制服、頭髪の規定を生徒会中心に廃止
→教師はどの程度話し合ったかを重視
教師の校則についての意見を生徒に伝えてない印象
「自由・自主・自立」の校風だからこそできた校則改正？

■対話の必要性から

「校則学習」の効用と必要性

・毎年生徒が入れ替わる度に意見を聞いて取り入れるのは難しい
・生徒自身が既存の校則に肯定的(課題意識が薄い)
・校則問題は人と人との対立 → **対話**が必要

〇校則学習の進め方
step1.校則の意義認識→「ブラック校則」について知る
step2.自校の校則に目を向ける
step3.生徒の立場から問題点や評価すべき点を討論
step4.教師や保護者など異なる立場の意見を聞く
step5.望ましい校則のあり方を提案する

〇校則学習の効用
・中学校段階は、自己を確立し、互いを認め合いながら感情や意見を交換し、信頼関係に基づく対等な立場で人間関係を築く
・高校段階は自己をよりよく導く社会的な自己指導力を得る
(出典/「生徒指導の在り方についての調査結果」報告書2006)

校則(規範)とは何かを考える → **倫理観・規範意識を養う**
実際に校則を変える可能性を持つ→**人権の尊重、自立精神を養う、社会参加への目覚め**

謝辞
本研究は、奈良女子大学文学部の●●先生にご助言をいただきました。深く感謝申し上げます。

結論

校則は部分社会論という法的説明により成り立っており、違法であるかが曖昧であるため、学校側が無制限に管理を広げてしまえる構造であり、また目に見えない強制力で問題化しにくいことがわかった。
そのような構造であるゆえに、非行対策として管理を強めていった結果、ブラック化していった。今、社会の変化と、校則による生徒死亡事件を受け、校則の見直しが進められている。
「ブラック校則」という言葉と共に、学校関係者だけでなく、一般の人のなかでも問題意識が生まれたところであるといえる。

ブラック校則を、生徒の現在の状況に合った、よりよいものにするために、生徒だけでなく、教師や保護者など、校則に関わる全ての人同士での話し合いを経て、意見を取り入れた校則が理想であると考える。
すべての意見を汲んだ校則づくりに向け、対話のための「校則学習」を提唱したい。校則学習行う中で、校則の意義や、規範とは何か、また人権について考えることが、社会人としての倫理観を養うと考える。

参考
「ブラック校則をなくそう！」プロジェクトhttp://black-kousoku.org/
ブラック校則　理不尽な苦しみの現実　荻上チキ　内田良
校則の社会学的研究　信州大学教育学部　越智
必要な校則は何かhttp://www.p.u-tokyo.ac.jp/lab/ichikawa/johoka/2008/Group4/sub2.html
校則見直し状況などの調査結果について　文部科学省
校則裁判　坂本秀夫
現代高校生の規範意識―規範の崩壊か、それとも変容か―　友枝敏雄　鈴木譲
「生徒指導の在り方についての調査結果」報告書　国立教育政策生徒指導研究センター
教育と法Ⅱ(生徒指導)　明星大学 教授 樋口 修資
スタディピアhttps://www.homemate-research-junior-high-school.com/useful/11316_junio_051/
校則と子ども　秦政春
父母の校則問題に関する意識　神田嘉延
文春オンラインhttps://bunshun.jp/articles/-/12217
弁護士ドットコムニュースhttps://news.line.me/articles/oa-bengo4com/5fb6ce2e6e54

校則をめぐる動向

	青少年問題行動/社会情勢	校則をめぐる事件	国・政府の見解・動向	その他の組織の動向
1873			文部省「小学生徒心得」 →校則の原型	
1895		創立(麻布)		
・・・				
1947		創立(桜丘)	教育基本法、新少年法、学校教育法制定	
1948			法務庁・児童懲戒権の限界	
1960	刃物事件多発			
1965			文部省「校則指導の手引き」発行	
1966	登校拒否(50日以上)1万6000人超			
1968	学生紛争 高校生の反体制暴走拡大			
1969		第一次学園紛争(麻布)		
1970		第二次学園紛争(麻布) 日米安保に反対するグループの占拠(奈良女子大附)		
1973		大井中学校事件 高等部の制服廃止(奈良女子大附)		
1976	暴走族問題			
1977				
1978				
1980	1980年代 校内暴力、登校拒否傾向			
1981		玉東中学校丸刈り校則事件	生徒指導の手引き改正	
1982		東京学館高校事件		全国高等学校PTA連合会・３ない運動推進決議
1983			出席停止など措置の通告	
1984	いじめ事件増加、登校拒否３万人超	大方商業高校事件		
1985		京都市神川中学校事件 岐陽高校体罰生徒死亡事件		日本弁護士連合会・第28回人権擁護大会シンポジウム
1986			生活体験や人間関係を豊かなものとする生徒指導資料	
1987		千葉県大原中学校事件		
1988		修徳高校事件(バイク) 修徳高校パーマ退学事件	校則見直し	
1989		防寒着・靴下の色規定廃止(奈良女子大附)		
1990	ダイヤルQ2問題	校門圧死事件		
1991			校則見直し状況等の調査結果について→調査結果に基づく通達	
1992			坂本弘直文相/小西正樹外相官房審議官 →部分社会論	
1994		小野市丸刈り校則裁判	児童の権利条約批准	
1995		中等部制服廃止(奈良女子大附)		
1996				栃木弁護士会→法律論から校則を説明
1997	少年非行の凶悪・粗暴化 不登校10万人超		校則見直し	
1999	学級崩壊の論議 不登校13万人超			
2000	2000年代半ば 子供の学力低下・ニートバッシング			
2001			少年法改正 教育基本法、学校教育法改正	
2002	出会い系サイトなどの問題 完全学校週5日制			
2003				
2004		頭髪についての規定(パーマ・染毛の禁止)廃止(奈良女子大附)	問題行動対策重点プログラム	
2005	中学生、高校生による重大事件多発		新問題行動対策重点プログラム	
2006			教育基本法→６条で校則について	
2010		西郷孝彦校長就任→改革(桜丘)		
2017		女子高生　黒染め訴訟 →「ブラック校則」の言葉のきっかけ		「ブラック校則をなくそう」プロジェクト発足
2018			林文部科学大臣記者会見	
2019			柴山文部科学大臣会見	映画「ブラック校則」の上演
2020				東京都予算特別委員会でツーブロック禁止校則討議